生徒指導規程について

≪基本理念≫

本校は自主自律を校訓とした教育方針のもと、学校運営をしております。「身なりは華美又は奇異に流れず、常に端正清潔を保持し、礼儀と品位を失わぬように心掛けなければならない。」という文言で、風紀が保たれているということを御理解ください。

（1）学校生活を過ごすにあたり守るべき具体的な規則

①頭髪について

一般的にいう染色、脱色、パーマ等は禁止です。御相談事等については、入学時に年次主任・担任にお伝えください。「地毛」申請等の手続きをお願いする場合があります。

②服装（スカート）について

制服の裾等を切断して短くするなどの変形、改造は認めていません。状況によっては、再購入していただく場合があります。スカートにはベルト下と裾の２カ所に「K」の刺繍が入っています。購入した状態（立膝で裾が床につく長さ）で着用してください。

③その他は入学時に配布される生徒手帳の P40～47 を御参照ください。

生徒手帳記載部分

Ⅲ．服装等について

すべて本校生徒の身なりは華美又は奇異に流れず，常に端正清潔を保持し，礼儀と品位を失わぬように心掛けなければならない。

登下校の際及び校内では制服を着用する。私的な外出については，特に服装を規定しないが，本校生徒としての品位を失わぬように心がけること。

やむを得ない理由で異装をする場合は届け出て許可を得ること。(諸届け様式参照)

1．男子の服装

イ．黒の詰襟学生服を着用する。

ロ．本校制定のボタンをつけ，学年襟章は右襟に，校章は左襟につける。(夏の場合は左ポケットの上縁に所定の校章をつける)

ハ．学年襟章・校章を紛失した時は生徒指導部で購入する。

ニ．上衣を脱ぐ場合は，白ワイシャツ，又は白半袖ワイシャツとする。

2．女子の服装

イ．本校制定のものを着用する。(別図参照)

ロ．校章・学年章は左胸ポケットの上縁につける。

女子の服装規程

1．冬　服

布地，濃紺サージ

○上　衣

セーラー服型

ウエストラインより12cm長くする。胸当てに校章をししゅうする。前後にウエストダーツを入れる。白線は学校規定のものを使用する。型は学校規定の製図による。

○下　衣

車ひだ28本のプリーツスカートである。スカート丈は，自身が床に膝をついて，裾が床につくことを基本とする。

2．夏　服

○上　衣

カラーと袖口カフス以外の身頃は白地で型は冬服と同じである。但し半袖の場合は袖下10cmにしてカフスをつける。

3．コート・カーディガン・Ｖネックセーター

着用する場合は学生らしいカラー，デザインのものを着用する。特に原色系，ピンク，ワインレッド等の色は厳に慎む。

4．一般的注意

イ．履物は次の規程に従う。

(1) 通学靴…革靴（黒・茶），運動靴，雨靴。

(2) 上　靴…本校指定のもの。

ロ．体育時の服装は学校で指定したものを着用する。

ハ．冬季に通学途中のコート，マフラー，手袋等の防寒具の着用は認めるが，校舎内では着用できない。但し校舎内で着用を必要とする場合は必ず許可を得なければならない。(女子のカーディガン・Ｖネックセーターを除く)。

ニ．夏季とは６月１日より９月30日までをいう。

ホ．冬服を正装とし，気候に合わせて夏服の併用を認める。ただし，式典については冬服とする。

Ⅵ．アルバイト規程

アルバイトを行う場合は，学校所定の用紙に保護者，雇主，学級担任の承認印を得て，生徒指導部に申し出ること。(学級担任は申し出をうけたら保護者と連絡をとり確認する。) 但し，下記の場合は原則として認めない。

1．長期休業期間以外に行う場合。特別に認めるケースは審議の上で決定する。

2．主として酒類を扱う飲食店，及び風紀上好ましくないところ。

3．成績不振者，及び著しく低下した者。

4．休業期間の３分の２以上にわたる場合。

5．終わりが午後８時以降になる場合。

6．宿泊を伴う場合。